

## 第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第2回）

### 1 日時

平成31年2月15日（金） 午後6時から午後7時45分まで

### 2 場所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

### 3 出席者

有村委員長、藤平委員長職務代理者、林委員、豊岡委員、笠原委員、鈴木委員、横井委員、相川委員、橋本委員（9名）

※ 欠席 坂田委員（1名）

### 4 説明聴取者

青梅市立霞台中学校 青山 隆志 校長

警視庁生活安全部少年育成課 松丸 淑子 警部補

### 5 事務局参加者

宇田指導部長、石田指導部指導企画課長、栗原指導部義務教育指導課長、佐藤指導部高等学校教育指導課長、丹野指導部特別支援教育指導課長、月山教育相談センター次長、渡辺指導部主任指導主事(生徒指導担当)、松永指導部主任指導主事（不登校施策担当）、田中指導部主任指導主事（情報教育担当）、井上指導部主任指導主事（産業教育担当）、志村統括指導主事（人権教育担当）、長友教職員研修センター統括指導主事

### 6 傍聴者

0名

### 7 報道機関

取材1社

### 8 審議内容

#### (1) 事務局説明

ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について

#### (2) 審議

ア 子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組について

イ 関係機関等との効果的な連携の在り方について

## 9 審議記録

### 【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】

皆さん、こんばんは。

本日は東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員のうち、9名の委員に参加を頂いており、定数に達しておりますので開会をしたいと思います。なお、坂田委員につきましては、本日は所用のために御欠席という連絡を頂いているところでございます。

それでは、ただいまから、第2回東京都いじめ問題対策委員会を開催いたします。本日の会議では「東京都いじめ問題対策委員会規則第7条」において、「対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。」との規定がございます。それに基づいて、本日は青梅市立霞台中学校長の青山隆志様並びに警視庁生活安全部少年育成課少年対策係松丸淑子警部補様に御参加を頂いております。後ほど御意見等を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに東京都教育庁宇田剛指導部長から挨拶をいたします。

### 【事務局（宇田指導部長）】

皆様、こんばんは。

遅い時間、大変お忙しい中、またお寒い中、この会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。いじめ防止対策推進法が施行されて5年たちましたが、現在、学校では学校いじめ対策委員会の設置や、学校いじめ防止基本方針の策定などをいたしまして、大人の対策が固まってきていると思います。

そういう中で、今年度、私ども東京都教育委員会が重視している点が2点あります。

まず1点目は、大人の体制はよくできているけれども、子供たちの、子供たちによる、子供たちのための取組というのが果たしてどのくらいできているか、つまり、我々の世界でもよくあることですが、上司に注意されるよりも、同僚に注意される方が心に響くということがあります。子供同士で、本当に「それはおかしいじゃないか。」という雰囲気であれば良いと思いますが、そういった注意が、また新たないじめの構図を生んだり、最近言われているスクールカースト的なものを生んだりするかもしれません。

子供たちの取組というのが非常に重要だと考えています。

2点目は、関係機関との連携というのが非常に大切であると考えております。そうしたことから、先ほど御紹介がありましたが、本日は青梅市立霞台中学校の青山校長先生、そして警視庁から松丸警部補にお越しいただきまして、青山校長先生の方からは、子供たちによるいじめ防止の「グリーンリボン運動」を御紹介していただきます。

また、松丸警部補からは警視庁の方で作成され、セーフティー教室等で活用していたっているスライド教材について、御紹介を頂きます。

委員の皆様におかれましては、お二人の御報告等を基にしまして、それぞれの専門的な見地から、子供一人一人のいじめ防止に対する意識改革や関係機関との連携につながるような御提言を頂ければと思います。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

**【有村委員長】**

宇田指導部長、ありがとうございます。部長から二つの視点で子供同士の取組をどう進めるのかということ、それから関係機関との連携をどう深めていくかと非常に大事な御提言を頂いているところでございます。皆様から密度の濃い御意見を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

ここで、大変恐縮ですけれども、報道カメラについては御退席ということでお願いいたします。

**<カメラ退出>**

それでは、議事を進行したいと思います。

始めに、事務局から「ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果」について、御説明を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

委員長

**【有村委員長】**

石田指導企画課長、お願いします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

私からは「ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用」について、大きく2点、二つの側面から御説明を申し上げます。まず1点目は調査の結果、2点目はその活用方法と学校への指導についてであります。

お手元に、資料2とあるA3判でカラー印刷になっております調査結果がございます。

まず、いじめの認知件数につきましては、資料右上のボックスを御覧ください。平成30年4月から同年11月までの認知件数の合計は、45,307件でありまして、昨年度のものと比較すると約1.8倍に増加しております。

次に、その解消率についてです。これは全体としては71.2%のいじめが解消されております。いずれの校種においても、認知したいじめの約6割から7割が解消しているという状況でございます。

続きまして、学校の取組状況につきまして、資料裏面にある四つのレーダーチャートを校種ごとに御用意してあります。これは、資料表面にある18のチェックリスト、こちらについて「実施している」と回答した学校数の割合をそれぞれ示したものです。まず、いずれの校種においても、実施率が95%を超えている項目は「①全教職員によるいじめ

の定義の理解」、「⑥学校いじめ対策委員会への報告」、「⑩スクールカウンセラーの役割の明確化」となっております。

一方、実施率が低い傾向がある項目といたしましては「③年3回以上の研修の実施」、「⑤年間計画の策定・周知」、「⑧情報共有シートの作成・活用」、「⑫いじめに関する授業の実施」が挙げられます。これは11月現在のものですが、年間3回以上実施するとしているいじめに関する授業、そして教員研修に関して実施率が低くなっております。これはやはり「年間計画の策定・周知」の割合が低いことと密接に関係しているのではないかと考えております。

次は、学校が、どの項目を自校の重点課題と捉えているか、つまりいじめ防止対策で学校として重要視して取り組んでいる、取り組んでいこうということを聞いております。各レーダーチャートの下にある棒グラフを御覧ください。この棒グラフでは全校種で「⑩児童・生徒のアンケートの実施」を挙げた学校が多いことに加えて、小・中学校では「⑥学校いじめ対策委員会への報告」、高等学校、特別援学校では「①全教職員によるいじめの定義の理解」を重点課題とした学校が多くなっております。これらの項目の実施率と照らし合わせても、その割合が高いことから、多くの学校では実践し、かつ今後も重点的に継続して取り組んでいきたいと捉えている実態がうかがえます。

次に大きな2点目、調査結果の活用と学校等への指導についてです。資料2の2枚目を御覧ください。各学校は自校のいじめ防止等の取組状況、資料は4月、11月のレーダーチャートを表しているのですが、これは各学校で作成します。

この「学校シート」により、自校の取組状況を見える化しました。このシートを基に自校の状況を振り返っていただき、課題の把握や学校いじめ防止基本方針の改訂に生かすなど、PDCAサイクルの中で不断の改善を図る必要があると思います。そこで、各学校が具体的なイメージをもって取り組むことを目的にシートを作成いたしました。

資料の上段ですが『「学校シート」活用のポイント』、下段には「校内研修等の内容例」裏面を御覧いただきますと「研修等でそのまま活用できるワークシート」を示しております。先ほどのA3判のシートが各学校にありますので、このワークシートを使って、それぞれ研修をしていただきたいと思います。いじめ防止対策における課題は学校それぞれですので、学校1校1校が自校の課題に気づき、特に優先すべき課題は何か、どう改善するかを考えて実行していくこと。また実践するだけでなく、ふれあい月間である6月と11月の年2回の評価・改善、そういった定点を通して、学校いじめ防止基本方針の改訂、つまり、在るべき姿に迫る方策を具体化し、有効かつ実効につなげていくこと。これらの重要性について、校長先生だけではなく、全教職員に周知徹底を図りながら、都内公立学校の全ての教職員が、自校における自身の対応力の向上に手応えを感じることができるよう、ふれあい月間の仕組みを活用した指導を重ねていきたいと考えております。もう少し具体的に申し上げますと、今後このシートを都立学校と全教育委員会に配布いたします。そして年度末、年度始めという組織のメンバーが入れ替

わる大事な時期に、組織的に学校としていじめ防止対策にどう取り組んでいくかという手立て、ツールにしていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。今、石田課長の方からデータと学校シートの活用について、御説明がありましたけれども、皆様の方から何か聞きたいこととかありましたらと思えます。

それでは、これらのこと踏まえていただき、議論のときに、このシートに戻ってもよいと思えますので、頭に入れていただきながら議論の材料にしていいただければと思えます。

続いて委員の皆様による審議に入りたいと思えますが、まず審議の視点について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

委員長

**【有村委員長】**

石田課長、どうぞ。

**【事務局（石田指導企画課長）】**

それでは、私の方から審議の視点について説明いたします。資料3を御用意ください。

まず、資料の中央を御覧ください。東京都には、いじめ問題に対する重層的な責任体制を構成する組織といたしまして、本対策委員会と「東京都いじめ問題対策連絡協議会」という二つの組織が常設されております。連絡協議会は、東京都の子供たちの成長を支える様々な立場の方々、例えば学校、保護者、地域、関係機関等の各団体の代表からなる総勢27名の委員が、それぞれの取組の現状や課題等について協議するもので資料中央には、昨年11月末に開催した連絡協議会における協議内容を簡単な図に表したのがあります。その際の協議では、これからのいじめ防止対策は「学校、保護者、地域、関係機関といった大人による取組をいかに実効的なものにしていくか。」という視点はもとより、大人と子供が主体的にいじめ防止に努める社会づくりを推進していくことが重要なのではないかと、それが「いじめは絶対に許さない。」という雰囲気醸成につながっていくのではないかとといった話合いがなされたところでございます。

本委員会の皆様には、次の2点について御審議を賜りたいと考えております。

第1は、資料の左側にあります「審議ア 子供たち自身がいじめについて考え、行動できるようにするための取組」について、第2は、資料の右側にあります「審議イ 関係機関等との効果的な連携の在り方」についてでございます。

資料2の裏面のレーダーチャートを御覧いただければと思うのですが、本日の審議内容に関連する「⑭主体的に行動しようとする態度の育成」、「⑯関係機関との連携体制の構築」の項目では、いずれの校種においても9割を超える学校が、既に「実施している」

と答えています。

これらの取組の更なる質向上を図っていくためにも、審議アにおいては「真に主体的な取組にするには何が必要なのか。」審議イにおいては「学校は、関係機関とともにどのように子供、保護者、地域に働き掛けていくか。」という、専門的な見地から、御審議賜りますようお願い申し上げます。

先ほど宇田指導部長からもありましたが、霞台中学校青山隆志校長先生、警視庁松丸淑子様、本日はどうぞよろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

#### 【有村委員長】

ありがとうございました。

石田課長の方から審議の視点についてお話がありましたが、先ほどの宇田部長の話とも通じる部分があると思います。ありがとうございました。

これらを踏まえてですが、まず1点目に子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組、これを真に主体的に取り組むためには何が必要かということ、具体的な御提案をしていただきたいと思っております。

初めに、青梅市立霞台中学校青山隆志校長先生から、自己紹介を含めてお願いいたします。

#### 【青山校長】

私は、青梅市立霞台中学校校長の青山です。霞台中学校に来て5年になります。それでは本校での生徒会活動の取組である「いじめ防止グリーンリボン運動」について説明させていただきます。

資料4の方を御覧ください。この概要に書いてあるのですが、とにかく活動自体はとてもシンプルです。年3回程度、生徒会が呼び掛けて宣言する。別紙資料を御用意させていただきました。本物はこんな小さな物なのですが、それを拡大してコピーしたものです。

このような形の物、ここに「宣言書」と付いていますが、「いじめはしない、させない、見逃さない、ということを徹底して、人を思いやることを誓います。」と、「このリボンを身に着け、責任と自覚をもってこの運動に参加します。上記にのっとなって、リボンを大切に扱います。」と、ここに自分の名前を書いて、実物を持って来ましたがリボンを配布します。このリボンは生徒会の手作りです。年によってリボンの形は多少違うのですが、ここ数年はこの形で、リボンを配布しております。

このリボンを身に着けることで、子供たちは宣言書の意味表示をする訳ですが、目的としてはいじめ防止解決に向けて、生徒に「いじめ」が人ごとではなく自分自身の問題として考えさせ、捉えさせるために、平成19年度から生徒会が中心となって始め、10年以上続く取組となっています。

これが無理なく続けられるのは、活動自体がとてもシンプルであるということが大き

と思います。またリボンを身に着けることで、いじめ防止に関する生徒の自覚と責任を促すことを目的としていますから、いろいろな生徒が身に着けていることで、1年生から見れば3年生が着けているということで、その面でも自覚を促すことができいております。現在では各学期1回程度、宣言者を生徒会が募ってリボンを配布していますが、この活動自体は期間がなく、年間を通して実施しております。ですから、実施期間というのは年間を通してということになっております。

いじめ防止解決に向けて期待される効果ですけれども、いじめそのものが果たして阻止できているのかというのは、はっきり言って検証はできておりません。ただ、はっきり言えることは、いじめに対する自覚と責任を促すことはできるということ。加えて、いじめの問題点は一人で抱え込んでしまったり、周囲が傍観者となって、間接的な加害者となってしまうことですが、それを防ぐことにつながるし、信頼できる大人に相談することを促すことができます。

このグリーンリボンのグリーンの由来ですが、資料に書いてあるのですけれども、これは「報告・連絡・相談」、この頭文字を取った「ほうれんそう」にちなんで、緑色ということで、この宣言書の説明の中にもそれは出ております。ですから、子供たちがなぜリボンの色が緑なのかということを考えることによって、何か困ったことがあったときには信頼できる大人に相談をすることを促す効果があります。

成果なのですけれども、保護者はもちろんのこと地域にも知られている運動のため、生徒の自尊感情の向上にとっても役立っております。これはきっと間接的ないじめ対策にもなっているのではないかと思います。当校では、3年生を対象に進路に向けての面接を行うのですが「震台中学校というのはどんな学校ですか。」と聞くと、ほぼ100%の生徒がこのいじめ防止グリーンリボン運動か、もう一つ長く当校で取り組んでいる運動である花いっぱい運動、この二つのどちらかを挙げます。

ただ、花いっぱい運動もとても素晴らしい効果があるのですけれども、教員の負担の方もとても大きくて、全校生徒、地域と共同して行っているのですが、毎年、教員の方からもっと工夫ができないのかという意見もあります。しかし、このグリーンリボン運動に関しては、教員に大きな負担もなく、子供たちに影響を与えることができる良い運動ということで理解しております。

初めに申し上げたように、シンプルでかつ生徒が主体になって取り組むことができるため、本当に無理なく、長く続いているということです。実は、現在青梅市内で、ほとんどの小・中学校が似たような運動を行っております。これは、市の取組で「いじめゼロ宣言・子供議会」という議会場を借りて実施するもので、子供議会と呼んでいます。以前は「いじめゼロ宣言・子供会議」という名称で、中学校区ごとに児童会・生徒会が一つのグループとなり、それぞれのいじめの取組について、相談し、発表をする。そういった青梅市全体の会があるのですが、そこで当校の取組が、市内全体に広がりました。私も5年前から震台中学校の「いじめゼロ宣言・子供議会」の方に参加しておりますが、

必ずと言っていいほど、どこの学校からも、グリーンリボン運動と同じような運動の取組が発表されています。

本校の学校区にあります、河辺小学校でも同じような取組をしております。それぞれの学校が工夫を凝らして取り組めるという利点もあります。例えば先ほどの宣言書ですが、これは小学校1年生にはちょっと内容も難しく、ピンとこないと思います。例えば河辺小学校の宣言書は児童一人一人が自分の言葉で書きます。例えば小学校1年生だったら「私は人に優しくします。」とか、「僕はいじわるをしません。」と宣言をして児童会からグリーンリボンをもらって胸に着けるといようなものや校内で他の児童にアピールをするために、木の形をかたどった物にそれぞれの宣言した紙を貼り、アピールをするとか、各学校がそれぞれ実態に応じて、工夫を凝らして取り組んでいます。きっとこれが広がったのは、シンプルだということが大きいと思います。実は先ほどの花いっぱい運動も青梅市内のいろいろな中学校等に広がったのですが、現在実施している学校は非常に少ないです。やはり、花は生き物ですから専門性が必要であるということ、毎日の手入れが大変であるということ、その他様々な理由から尻すぼみになってしまう学校もあります。しかし、グリーンリボン運動の方は各学校それぞれ実態に沿って、どんどん発展しているかなと感じております。

また、参考ですが、昨年10月末に行った学校評価の保護者アンケートについてです。全校保護者のうち71%の回答率だったのですが、その中の項目の一つに「学校は生徒が中心となって花いっぱい運動やグリーンリボン運動などを推進している」という、これをA・B・C・D、「よく当てはまる」から「当てはまらない」まで4段階で評価してもらおうのですが、98%の保護者が肯定的な評価、75%の保護者がAに付けています。これは、他の項目と比べても、かなり抜けていて保護者からも評価されていることが、子供たちの自尊感情の向上にもつながっています。

グリーンリボン運動の課題としては、おおむね全校生徒の7割から8割程度ですが、年度、学年によって参加者にばらつきがあります。60%前後の学年もあれば、90%を超える学年もあるということがあります。ただ、生徒会の方も強制はしていないので、その辺がちょっと課題かなと思います。

また、先ほどもお話しましたが、この運動に取り組んだことによって果たしていじめ防止にどれだけ成果があったのか、取り組まなかったときと比べての比較ができていません。そういった意味での成果の検証ができていないところが課題です。

その他、資料として、生徒会の議案書を前期生徒会、後期生徒会に分けて添付させていただきましたけれども、生徒会の生徒にとってもグリーンリボン運動は自分たちの大きな活動として捉えているようです。

つい先日、小学生を招いて学校の生徒会による学校紹介等があったのですが、その中でもグリーンリボン運動のことについて、かなり丁寧に説明をしていました。ただ小学校でも取り組んでいることなので、小学生はそれを聞きながら「うん、僕らもやって



いるよ。」とかつぶやいているような運動です。

説明は以上です。

**【有村委員長】**

具体的な生徒の取組を御紹介いただきました。ここで、是非皆様にいろいろと御意見、御質問をそれぞれの立場からいただきたいのですが、どうぞよろしくお願いします。

横井委員、お願いします。

**【横井委員】**

よろしくお願いします。すごくユニークで、とても良い取組だなと思いながら拝聴しておりました。特に報告・連絡・相談、緑だから「ほうれんそう」というところが、とても子供らしくて、とてもいいなと思いながら伺っておりました。

御質問をしたいことは、年度ごとのリボンを着けている生徒さんの増減などについて、ばらつきがあるということでしたが、増減については何か傾向等がありますか。比較ができないということでしたけれども、いじめの認知件数や解消率において、他の学校あるいは都内でどういうポジションになっているのか、そういったことを教えていただけたらと思います。分かる範囲で結構でございます。よろしくお願いします。

**【有村委員長】**

2点ございました。傾向と認知の具合ということですが、どうぞお願いします。

**【青山校長】**

傾向は、ほぼ横ばいであると思いますが、やはり、1年生が高い傾向にあると思います。1年生、3年生が高い傾向にあって、2年生が低い年もあります。必ずそうだというわけではないのですけれども。

それからもう1点、いじめの認知件数等ですが、アンケート調査を本校では年5回行っているのですが、新年度に入ってすぐの4月にいじめの調査で挙がってきたのは6名です。6月が8名、9月は無記名で行ったのですけれども8名、11月が2名ですが、今年の傾向として、大部分が1年生という傾向にあります。これはグリーンリボンとは直接関係はないのですが、いろいろと人間関係において配慮しなければいけない子供がたくさんいる学年ということもあると思います。

他の学校と比べたことがないので、はっきりとしたことはここでお話しはできないのですが、ただ同じグリーンリボン運動に参加していても、このように学年で随分違うので、グリーンリボンがいじめそのものを阻止しているというよりは、子供たちの自尊心を高めることによって、いじめ防止に間接的に役立っているのかなという実感を持っております。

**【横井委員】**

ありがとうございました。スクールソーシャルワーカーをしておりまして、1年生が幼いというような声をよく聞きます。ですので、お話を伺いながら1年生の社会的な訓練になっているのかなというふうに受け止めました。

その時になって、いじめの現場で勇気を出すのではなくて、あらかじめ勇気を出して宣言してリボンを着けるといところがとても良いなと思いました。どうもありがとうございました。

**【有村委員長】**

そうですね。1年生になって初めて中学校生活を知るとか、人間関係を知るとか、あるいは、生徒会って何をやっているのだろうとか、そういうことを知る、校長先生の言葉ですと自尊心を高めることに役立っているということはよく分かるような気がしましたね。ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん。林委員、お願いします。

**【林委員】**

とても素晴らしい活動だと思って、聞かせていただきました。それで、生徒会の方のいじめ防止と書いてあるので、おそらくいじめ防止の効果はかなりあるのではないかなと思って聞いておりました。間接的というよりは直接的にいじめ防止を狙っているという取組だなと思って聞いておりました。効果の検証というのは難しいので、すぐにはできていないということもよく分かります。

それで、今後この取組の成果があるかないかという辺りの検証をどのような方法でいったらいいかと考えまして、そんな中3点ほど分析視点があるかなと思いましたので、お尋ねしたいのですが、まず1点目は、平成19年から始まっているということでしたので、平成18年までのいじめの認知率とか、解消率とか、対応率等と比べて、この取組が始まった後の平成19年以降に何か変化があるかないかというのが見方の一つあるだろうと思います。

2点目は平成19年以降で、参加者と非参加者に分けてみて、参加している人の方がいじめを止めたとか、いじめに関わらないとか、あるいは被害に遭わないとか、そういうことがあるのか。その参加、非参加で傾向に違いがあるのではないかと私は思うのですが、そういったことを調べることはできるのではないかとと思うので、そんな見方が一つ考えられるかと思えます。

3点目なのですが、平成19年以降とのことです。運動が始まってから参加率が年によって違うということですが、参加率が高い年と低い年でいじめの認知率とか、解消率とか、対応中の率とか、そういったもので変化があるのかな、ないのかなと思いがら聞かせていただいたのですが。

それらについて、校長先生が今、過去のことはさすがに古過ぎて分からないのでしょうけれども、参加している人、していない人の差とか、参加率が高い年、低い年の違いとか、そういったことで何かお気付きのことありましたら、教えていただければと思います。

**【有村委員長】**

どうぞお願いします。

**【青山校長】**

このいじめ防止グリーンリボン運動だけで成果があったかどうかは別にして、様々な取組が、子供たちに良い影響を与えているのは確かであると思います。

あと本校では、教員に非常に負担が大きいので、毎年どうしようかという話が出るのですが、子供たちが毎日連絡帳に一言日記を書いてきます。それを担任が時間のある限り、返事を書いて返しています。子供はそれをととても楽しみにしていますが、毎日のことなので空き時間が潰れ、担任に指導が入ってしまったり、様々な理由から返事が書けず見た印だけの判子だけになってしまったりもあるのでありますが、そうすると子供の方から担任に「今日は何で返事がないの？」ということがあります。子供の取組ではないのですが、学校の正常化やいじめ防止にはとても役立っていると思います。

そこに自分がいじめられていると書いてくる子供は少ないのですが、いつも丁寧に書いてくる子が乱暴に書いてきたり、書いたのに消した跡があるので透かしてみたら、何かそれらしいことが書かれた跡があったり、グリーンリボン運動単独での効果ということよりも、そういった様々な取組の中で、グリーンリボン運動が成果を発揮しているというふうに捉えております。

**【有村委員長】**

その運動が象徴的になっているということですよ。

**【青山校長】**

そうですね。あと参加者、非参加者のというのは、それは確かに調べてみる必要があるかなと思いました。是非、それは当校の方でも調べてみたいと思います。過去の年度によつてのばらつきですが、この5年間を見る限りでは、ばらつきがあつて、特にその年にいじめが多かつた、少なかつたということはないように思います。ただ、統計を見ている訳ではないので、感覚的なお話になります。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。他の委員の皆様はいかがでしょう。

相川委員、お願いします。

**【相川委員】**

非常に貴重なお話ありがとうございます。その一言日記というのもすごくいいなお話を伺っていて思ったのですが、私からの質問は先ほどのお話の中で、グリーンリボン運動に参加している生徒さんが1年生と3年生は比較的高いが、2年生が低くなる場合があるというお話があつたと思うのですが、その2年生で一旦低くなって、3年生でまた高くなるということは何ぞだろうと思うのですが、そういう変化の背景というか、なぜそういうふうになるのかという辺りについて、もし校長先生がこういうことかなというのがあれば教えていただきたいと思うのですが。

**【青山校長】**

一つは、この宣言をして1年生の時に大部分の生徒がもらっている関係で、改めても

らわなくてもそのまま着けている生徒はいます。だから、宣言がなくても、そのまま前年度の物を着けているという生徒もいますので、そんな影響もあるのかなと思います。3年生になって増えるのは、リボンが劣化した場合は当然、生徒会の方で変えてもらえるのですが、3年生になったということで改めて宣言し直す生徒が多いのかなというのを感じます。ひょっとしたら、それ以外に中だるみというか、慣れというものもあるのかもしれない。

**【有村委員長】**

2年生の参加者が少ないというところは、どうですか。

**【青山校長】**

低いわけではないのですが、傾向的に1年、3年に比べやや低いかなという感じはしています。

**【有村委員長】**

よろしいですか。他の委員の皆さんはいかがでしょう。

どうぞ豊岡委員、お願いします。

**【豊岡委員】**

青山校長先生、ありがとうございます。大変に素晴らしい取組だと思います。そこで質問です、教職員や保護者はこのグリーンリボン運動に参加して、同じようにリボンを着けているのだろうかということが一つです。

もう一つは、最初グリーンリボン運動を始めて、子供たちは「よし、運動に参加するぞ。」ということで、意欲、モチベーションも高かったと思いますが、だんだん形骸化してしまったりするのかと。そのときにどうやってもう一度子供たちの気持ちを高めていくのか取組があれば、その2点を教えていただければと思います。

**【有村委員長】**

では、お願いします。

**【青山校長】**

まずは、取組に教職員や保護者が参加しているかということですが、これは生徒を対象にしておりますので、本校では特に教職員等は着けておりません。ただ学校によっては、校長先生が自ら宣言して着けている校長先生もいますし、それはそれぞれ学校独自でやっております。

もう一つ、マンネリ化についてですが、大体、生徒会が毎年変わりますので、生徒会の意識の方は常にフレッシュなのですが、例えば第1回目の配布時にちょっと少ないなというときには、生徒会の方でどうしたらいいかという取組を考えさせています。私がいたこの5年間であったのは、生徒会のポスターで4コマ漫画を活用したポスターを生徒会が作成して、いろいろな所に貼り出して、子供たちだけでなく外から来校された方、保護者なんかはそのポスターを見て「あっ、こういう取組をやっているんだ。」というのが分かったりして、子供たちの意欲につながったということがありました。そういった

ときには、できる限り子供たちに考えさせて、アイデアを出させるようにしております。

**【豊岡委員】**

ありがとうございます。私はPTAや保護者もこの運動に参加するともっと運動が深まるというか非常に良いと思いました。この後、地域との連携とかってあると思うのですが、やはりこのグリーンリボン運動を保護者や地域とかに広げていくと、地域ぐるみで、家庭の中に入っても話題が浸透していく、いじめ防止につながるのかなと思ったところです。ありがとうございます。

**【有村委員長】**

そうですね。あと保護者や地域、PTAの会とか何かで話題に出してみるというのも一つの方法ですね。ありがとうございます。

学校だよりとかPTAだよりなんかで、そういう生徒の活動の様子が出たり、あるいはネットにアップされたりとかはあるのですか。

**【青山校長】**

グリーンリボン運動をそういったところで紹介をすることはあまりないです。もう既に浸透しているといいますか、校内にはグリーンリボン運動はこんなものだという、始まった当初に作成した掲示物なんかもあるので、そういったものの掲示してあったりはします。あるとすると、小学校の方から広報原稿の依頼があり、卒業生という形で本校の生徒が書いたものですが、その時に学校の紹介ということでグリーンリボン運動のことについて子供が書いていて、小学校に紹介をしたということがあります。

特に地域の方も学校に関係している方は、花いっぱい運動とグリーンリボン運動のことについては、かなり理解をしてくださっているのです。しかし、今、お話を聞いて、もっとアピールしてもいいのかなというように思いました。

**【有村委員長】**

では、日常化しているということが、今、理解できたところですが、ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

藤平委員、お願いします。

**【藤平委員長職務代理者】**

どうもありがとうございました。長年、こういう同じ取組を継続してやっているということにすごく頭が下がります。1点、先ほど検証ができていないということなんですけれども、検証をするためのもの、材料というのはお話を伺っていて、いっぱいあると思うんですね。例えば認知件数もそうですが、客観的な子供とか保護者の意見を聞く、保護者は聞いていないのかな、子供の意見は聞いていると思うのですよね。その場合はいじめのアンケートか、学校生活アンケートかは分からないのですけれども、あると思います。

多分、先ほど校長先生が言われたのは、グリーンリボン運動をやると自尊感情が高まるから、いじめの防止に役立っているのではないかとということであれば、先生方でその

たくさんあるアンケート項目の中のどこの数値を上げるのかということ、先生方同士で話し合っているということはいかがでしょうか。

**【青山校長】**

特にこのグリーンリボン運動に関してはないです。

**【藤平委員長職務代理者】**

やはり、こういう取組をすることによって自尊感情が上がるから、いじめの防止につながるという仮説があると思うんです。グリーンリボン運動をやると自尊感情が上がるということ、ただ待つだけではなくて、先生方同士でも共有することで、アンケートの数値を上げようとする意識につながり、そうすることによってそれぞれの授業の中でも自ら意思表示をすることが大事だよねということになると思うんですよね。

自ら発言をしたら、「自分から意思表示するのはすごいよね。」ということで、このグリーンリボン運動にもつながっていき、そういうことで本当の自尊感情の数値が上がったとなるかと。もし上がらなかつたら、何が足りなかったのかということ、先生方同士で話し合い、実際に数値が上がったら、何の取組が良くて、子供たちの自尊感情の向上につながったのかということを検証することが、PDCAにつながっていくと思うんですね。

多分、そういう意識が可視化していないだけで、先生方というか、取組の中には絶対にあると思います。それが前面に出てこないだけで、検証できていないと言っていると思うんですけれども、そこはいかがですか。

**【青山校長】**

そうですね。今お話をいただいて、本当にいろんな検証の仕方、それから発展の仕方があるなというふうに思いました。正直なところ、そこまで我々の意識は高くありませんでした。子供たちが一生懸命取り組んでいる、それを我々が応援しているという形でできていることで、子供たちがすごくこの取組を大切にしてくれているということにちょっと目がいてしまった感があるので、今日いただいた御意見というのは大変貴重なものなので、持ち帰らせていただいて、是非そういった視点で検証なり、発展なりさせていきたいなと、我々の方の意識もまた変わってくるのかなと思いました。ありがとうございます。

**【有村委員長】**

鈴木委員お願いします。

**【鈴木委員】**

一つの運動を長く継続することは、とても大きな力になるのだなと今、お話を伺っていて思いました。そういう運動をしている子供たちをすごく素敵だなと思いますし、いじめをしない、させない、見逃さない。だったら何をやるのかな、いじめをしない代わりにどんな行動をするのか、させない代わりにどういう行動をするのか、見逃さないというのは実際にどうすることなのかという。いじめを止めることもとても大事なのです

けれども、では、代わりに何をするかという行動を子供同士で考えられるようになっていくと、先ほどの自尊感情のお話にもつながるかなと思います。

逆に、学校の中で、友達を助ける行動が増えているとか、そういう目に見えることはむしろ先生方が気を付けて見ていらっしやるといくらでも上がってきて、そういう件数だけを数値化することは、私はちょっといかなものかなという思いがありますが、生活指導などはこういう件がありましたという少し悲しいお話が多いのですけれども、逆に生活指導にこういう良いことがありました、ということが挙がっても効果があるのかなというふうに思いました。

**【有村委員長】**

そうですね。確かにそのとおりだと。青山先生もうなずいていらっしやって、そのとおりだと思うんですけども。ほかの委員の皆様は何か。

どうぞ、笠原委員お願いします。

**【笠原委員】**

皆さん言ってくさっていますが、取組として本当に素晴らしいなと思って伺ってありました。校長先生もおっしゃっていましたが、確かにこれをやったからいじめの件数が減るかどうかという、私もそのカウントってどうなのかなと私も思います。

けれども一方で、今、鈴木先生がおっしゃったように質が変わっているのではないかなというのは、こういう運動が長く続いていて、先生は当たり前とおっしゃっていましたが、当たり前になっている学校の中だと、いじめという問題を子供たちがスルーできないんですね。あるいは、傍観者の子供たちが、どうしてもどんどん深くなっていってしまう根深いいじめが、どこかで食い止められているんじゃないかなとか。

そういう意味では、件数は変わっていないのかもしれないけれども、深さは全然違うんじゃないかなと感じたところです。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。今、笠原委員が御指摘のことは私もすごく大事なことだと思っております、先ほど石田指導企画課長がこの審議の視点について説明をくださった時に、いじめを自分たちで考えて、行動するための取組は何なのかという問いがあります。その一つ、いじめは駄目だということは分かっているけれども、どうしても生徒の中にはいじめてしまうという声があるかもしれない。それは先ほどの何件という数字にも出てくると思うんですけども、ある意味では抑止力といいますか。こういう活動をすることによって、自分はこういうときにブレーキがかかるという、いわゆるこういうのをやっていることで、歯止めが効くような気がするんですね。そこに意味があるような気がします。やはり分かっているけれども、自分はいじめをしないんだというような取組が変わっていくような気がする。それが青山校長先生のお言葉ですと、日常化という当たり前の生活につながっているんですよということになるだろうと僕は理解したところでした。

実は、笠原委員にちょっとお聞きしたいのですが、先ほど相川委員の方から御質問があった時に、校長先生がおっしゃったことと同じなんですけれども、2年生がちょっと、数字的に落ちているという話がありましたよね。これを客観的に理解するためには、2年生という時期が一番思春期で難しい時期だと、その辺りの関連を専門的な知識から教えてくださいませんか。

#### 【笠原委員】

私は病院で仕事をしていますので、どちらかというと症状の重たいお子さんに対応することが多いのですが、確かに中学2年生は揺れる時期だと思います。中2病という言葉も一般的に言われますが、1年生や3年生に比べると荒れたりする学年だと思います。

例えばですけれども、音楽祭とか合唱祭とかをやると1年生と3年生は盛り上がっているのですが、2年生は全然盛り上がりませんとか。そういうことが各学校であるのではないかと思うのです。やっぱり中学2年生は年齢的に男女とも、思春期の中でも本当のティーンエイジャーに入るところで、そこに入ったところで非常に複雑な心理状態になると思いますし、あと3年生になって盛り返すというのは、やっぱり彼らは受験生になるのでだいぶピリッとしますね。中学3年生ってインフルエンザもはやりにくく、だいぶシャキッとしている感じがします。特に日本の受験制度の中で中学3年生になると、しっかりできるけれども、2年生というのはいろいろなことが思春期らしく起こってくる、そういう意味では2年生が悪いというのではなく、思春期らしさが一番出る年代ではそうではないかと思います。

ですので、例えばこういう運動があったら「あんなの嫌だよね。」というのも中学2年生らしいかもしれないので「こんなのやっつけられないよね。」という2年生の子たちがいるのも、むしろ健康な集団の一つの在りようなのかなという感じがします。

#### 【有村委員長】

ありがとうございました。非常に理解が深まっている気がして有り難く思うところです。また、橋本委員の方についても御発言を頂きたいところなんですけれども、次の審議に移りたいと思っています。

青山校長先生、本当にお忙しい中においでいただきありがとうございました。私もグリーンリボン運動について伺っていて、非常に良い取組だと思うので、都ではいじめの授業を3回は行ってほしいということとつなげていって、例えば各学校で道徳とか学活の時間に自分たちがやっているグリーンリボン運動ってどういう状況だろうとか、自分の学級でどうなっているだろうとか、そういうのを学級活動、道徳の教材化としていただいて、授業の中で深めるということも大変重要なことではないかという気がしました。ですから、客観的にあの生徒たちが生徒会でやっているんだ、自分たちにはあまり関係ないよというふうに距離を置いて見られても、それは日常化にならない気がするので、授業の中で取り組むことによって、子供たちの意識の中で更に浸透をしていく、そ



れが学校だよりとかいろいろなところに広がると、どのクラスでもいじめについて考えているんだと保護者にも分かれば、いじめの早期発見にもつながるのかなというふうに思っています。なによりも、生徒たちが今、ちょっと相談しにくい問題だとか、引っ掛かる問題というのは、やはり自分の中に重いものとして非常にのしかかるところがあると思うんですね。そういう意味では、生徒会で活動として自分たちのものにしていくことによって、困ったらちゃんと相談するとか、そういうことになれば、先ほどのこの都の報告にもありましたように、先生たちがキャッチする、都の先生は非常に優秀で、一生懸命やりますので、ほぼ解消するんですね。解消しないのはなぜを先生たちが知らないということが問題だと思うので、そういう意味でこの生徒会の活動が、自分が困ったときに相談できる力になるんだというエネルギー、生徒たちの言葉にすると自尊心ということになると思うんですけども、そこにつながっていくと非常にいいなと思っているところでございます。

青山校長先生はこの後、御退席をされると伺っております。残念ですが、校長先生に感謝を申し上げて、退出していただきます。

本当にありがとうございました。

#### 【青山校長】

ありがとうございました。

#### 【有村委員長】

それでは、2番目の審議事項に入りたいと思います。テーマは「関係機関等における効果的な連携の在り方について」ということで、学校は日頃から関係機関等と関わるわけですが、どのように子供たちや保護者、地域に働き掛けるかということについて、審議したいと思います。

まず、警視庁のセーフティー教室等における学校との連携です。いじめ問題の啓発活動について説明していただきたいというふうに思っております。

橋本委員から御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

#### 【橋本委員】

それでは、私の方から冒頭に御説明をさせていただきます。私ども警視庁少年育成課では児童・生徒に対して、問題行動や犯罪行為等に関する注意喚起といたしまして、子供たちに善悪のけじめをしっかりと理解させ、我慢することや他人を思いやること、そして社会のルールを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図るため、小学校・中学校・高校と連携を図りながら、警察職員が実際に学校に赴いて直接、児童・生徒に対して講話を行っているところでございます。

今までも、警察がセーフティー教室を行っているというふうなお話はしておりましたが、今日は貴重なお時間を頂戴いたしましたので、実際に行っている授業の内容をありのまま、そのままに皆様に御紹介をできたらと思います。講師役は当課少年対策係松丸警部補の方で行わせていただきます。

よろしく願いいたします。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。それでは松丸様、どうぞよろしく願いいたします。

**【松丸警部補】**

皆様、こんばんは。これからは、実際の授業のような形で進めいきたいと思うのですが、皆様には中学生になった気持ちで、聞いていただければと思います。

それでは始めさせていただきます。

こんにちは。私は、警視庁の少年育成課から来ました松丸と申します。今日はみんなで「いじめをしない、させない、許さない」ということで、いじめに関してみんなで考えていこうと思います。こちらの方でスライド教材を作りましたので、皆さんと一緒に考えていきましょう。それでは始めます。

家族へ、そして友達へ、突然いなくなつてごめんなさい。学校に行くのがつらくて逃げ出してきちゃったよ。詳しいことはクラスみんなに聞いてください。僕だって、まだ死にたくないよ。だけど、このままじゃ毎日が生き地獄なんだ。でも僕が死んで、ほかの友達が犠牲になってしまったら、同じことが繰り返されるだけになってしまう。だから、もう君たちも馬鹿なことをするのはやめてくれ。僕と同じ思いを誰にもさせないでくれ。僕からの最後のお願いだ。

皆さんはこのメッセージを聞いてどう思いますか。これはいじめによって、大切な命を自らの手で断つことになってしまった少年の遺書です。それでは、これから皆さんと一緒にいじめについて考えていきましょう。いじめとはどのようなことをいうのでしょうか。いじめとは学校内で一定の人間関係にあるほかの児童等が、当該児童に対し、心理的又は物理的な影響を与える行為。これはインターネットに関することも含みます。その行為を受けた児童自身が心身ともに苦痛を味わっているならば、これはいじめになります。

次に『いじめと戦おう！もしもあの日に戻れたら』という、いじめはなぜ起こるのか、いじめに対する仕組み等を解説しているDVDを見ていただき、その後、再度お話をさせて頂くのですが、23分間という時間が掛りますので、見たということで、続けさせていただきます。

皆さんはDVDを見てどう思いましたか。いじめを具体的に見ていくと二つの形態に分けられます。排除型と呼ばれる仲間はずれ、無視、それと支配型と呼ばれるパシリ、プロレスごっこ名付けられた強要、暴力。このどちらもいじめ人は遊び感覚でやっているのかもしれませんが。でも無視をされたり、暴力を受けたりした人はとてもつらく悲しい思いをします。これは、線引きとしては難しいのですが、いじめの4層構造になっていると言われていています。被害者を中心にして考えると複数又は単独での加害者、それといじめられているところ、いじめているところを見て面白がったり、はやし立てたり観客、いじめが起きていると分かっているのに黙って見て見ぬふりをしている傍観者。

皆さんはこれをどう思いますか。いじめを行っていた加害者はもちろん悪いですね。

では、いじめを面白がってはやし立てて見ていた観客は、いじめがあるということを知っていながら、見て見ぬ振りをしている傍観者は何も責任はないのでしょうか。直接、いじめに関わっていなくても、見て見ぬ振りをするのは、いじめを認めているということになります。

それでは、警視庁に寄せられている相談の数について見てみましょう。平成29年中のいじめに関する相談は153件、小学生が63件と多いことが分かります。その他は未就学、無職となっています。主な相談内容は「無視をされたり、仲間はずれにされたりしてとても悲しい。」「教科書や筆箱を隠されたり壊されたりして、こんなことが続くと思うともう学校に行けなくなった。」などがあります。いじめを受けて悩んでいる人は多いのです。

警察は、相談を受ければ全力で問題解決に向けて動きます。しかし、いじめを受けた人が受けた心の傷はなかなか治りません。いじめは許されない行為なのです。

それでは次に、なぜいじめをしてしまうのかみんな考えてみましょう。「過去に自分がいじめられたから、その仕返しで他人をいじめる」「自分が中心にならないと気が済まない」「他人を支配して、自分の思うとおりにしたい」「何かイライラする。ストレス解消、憂さ晴らし」「自分は何もできない。人がうらやましい。そういう劣等感から、他人をうらやむ、ねたむ」そして「自分ではいじめをしたくないのに、グループの中で命令されて仕方なくいじめをしてしまった。」加害者は、いじめられる側の気持ちを全く考えていません。その結果、人を傷付け、犯罪となってしまうこともあり、自分自身も傷付くことになります。

ここでいじめが原因でとても悲しい結末になってしまった事例を2つ紹介します。

おとなしく小柄だった少年が中学2年生になったころから、同級生にいわゆるパシリをさせられるようになり、それがどんどんエスカレートしていじめの対象となり、暴行を受けるようになりました。こうした状況に耐えられなくなった少年は自殺をしました。遺書が残されていたことから、自殺の原因がいじめによるものと判明し、日頃からいじめを行っていた同級生らは傷害や暴力行為で警察に検挙されました。

2つ目は、真面目でおとなしく優等生だった少年が中学校に入学したころ、小学校のときの遊び仲間から、自転車を壊されたり、お金をせびられたりするようになりました。それがエスカレートして、毎日のように殴られ、体にたばこの火を付けられる、川の水に顔を押し付けられる等のいじめが繰り返されました。こうした状況に耐えられなくなった少年は自殺をしました。自殺後、残された遺書からいじめられていた様子が分かり、いじめに関わっていた同級生らは恐喝罪という罪に問われ、少年院に入りました。

今、2つの事例を挙げましたが、どちらもいじめがどんどんエスカレートして、最終的には被害者を自殺にまで追い込んでしまいました。

では、いじめ行為はどのような犯罪に該当するのでしょうか。例えば相手を叩く、蹴

るなどの行為は暴行罪に当たります。叩いたり蹴ったりして、怪我を負わせた場合は傷害罪、脅してお金や物を取ったり持ってこさせたりすることは恐喝罪、相手の物を壊したりすれば器物損壊罪、相手の物を盗むと窃盗罪、使いつぱしりをさせれば強要罪、裸にさせる行為は強制わいせつ罪に当たります。

主なものを紹介しましたが、ほかにも犯罪となってしまうことはたくさんあります。また、こうした行為を自分で行わなくても、やるようにそそのかしたり、手助けをしたりすればその犯罪の共犯者として罪に問われることもあるのです。

では、もしいじめをして警察署に事件として取り扱われることになったら、どうなるのでしょうか、一つの例としてお話します。まず、どのようなことがあったのかと大勢の生徒に対して、警察署で事情聴取、取り調べが行われます。加害行為が悪質な場合には逮捕されることもあります。この取り調べが終わると、児童相談所や検察庁に送致され、ここでも事情聴取があり、その後は家庭裁判所に送致され、処分を受ける手続、大人でいう裁判である審判が行われます。その結果、児童自立支援施設や少年院に入り、家族から離れて暮らさなければならぬこともあるのです。この施設では生活指導が徹底され、とても厳しく管理されています。面白いから、単なる遊びと軽い気持ちから人の心や体を傷付けると、厳しく責任を追及されることを覚えておいてください。

次に今、皆さんにとって最も身近ないじめの問題。それがネットいじめです。インターネットには、メッセージ交換アプリというものがあります。これはメールのように文章を送ったり、絵文字を送ったりすることができるとっても便利なものです。グループと呼ばれる友達何人かで会話ができる機能もありますが、既読スルーなどちょっとした会話のやりとりからトラブルになり、最近問題になっているネットいじめにつながっていくのです。メールなどのやりとりは相手からすぐに返事が来ないこともあります。ご飯のときやお風呂のときなど、すぐに返事が来ないこともあります。相手もすぐ返信ができないこともあるということを知りましょう。どんなときも相手の立場になって考えられる人になりましょう。そして自分が相手の立場だったらという思いやりの心が大切です。

スマホで悪口や人の嫌がることを書くこともいじめです。ネットの情報は短時間で大勢の人に広まりやすく、コピーしていろいろな掲示板やブログなどに貼り付けられ、一度出回ってしまうと削除することが難しく、取り返しがつかない状態になります。

また、インターネットは自らを名乗らなくても使えるので、大変便利ですが、このことを悪用する人もいます。匿名だから誰が書き込んだか分からないだろうと掲示板などに人の悪口を書き込んだり、恐ろしい言葉のいたずらメールを送り付けたりと心ない言葉で傷付く人がたくさんいるのです。もし、人を傷付けるような書き込みをすれば、それは犯罪になります。犯罪となれば警察は、書き込んだ人を調べることができます。

インターネットは文字だけのやり取りのため、相手の顔や表情が見えない。誤解が生まれたり、面と向かっては直接言えないようなことをつい書き込んだりしまいがちです。

掲示板等に書き込みをするとき、メールを送るときは送信ボタンを押す前に、必ずこの文章は相手を傷付けないだろうか、不特定多数の人が見ても大丈夫だろうか、と自分の文章を再確認して、自分の発する言葉に責任をもつことが必要です。

皆さんは自尊心という言葉を知っていますか。自尊心とは、自分の品位を保とうとするプライド、誰しも心の中には必ずあるものです。傷付けられれば、怒りや悲しみの心が生まれます。また人の自尊心を傷付けた場合、その時は分からなくても、以前人を傷付けてしまったことがあると後悔し、後になってから自分の自尊心が傷付いていたことを知り、つらい記憶が残ります。いじめられる人も、いじめる人も、見て見ぬ振りをする人も自尊心は傷付き、一生記憶の中につらい思い出として残るのです。自分の品位を保とうとする心である自尊心を皆さんは大切にしてください。

私たちには安心して楽しく暮らすためのルールがあります。まず、相手の立場に立って考える。思いやりの心をみんながもてればいじめはなくなります。もし、つらく悲しい思いをしている人がいたら、一人で考え込まずにためらわないで、信頼できる大人や友達に相談してください。また、近くにつらそうにしている人がいたら「どうしたの」と声を掛けてあげてください。問題を解決するために、みんなで協力して行動をすることが大切です。みんながいじめを許さないという強い心を持ちましょう。いじめに負けない勇気を持ち、もし、殴られたり、脅かされたりした場合は警察に届けましょう。

近くにつらく苦しい思いをしている人がいるのに、面白がって見ていたり、見て見ぬ振りをしたりすることはとても悲しく、人として卑怯なことです。いじめをなくすためにも、皆さん一人一人がルールを守りましょう。今までお話してきたいじめについて悩んでいる人、例えばいじめは悪いことと分かっているけど、どうしても自分を抑えることができず人を傷付けてしまう人、いじめを受けていてつらい思いをしている人、いじめを見た人、自分はやりたくない、でもいじめを強要されて悩んでいる人、そんな人がいましたら、皆さんの周りにはいる大人に相談してください。苦しい気持ちを自分一人の心の中で抱え込まず、我慢しないで話をしてください。必ず助けてくれます。

警視庁では、いじめの相談窓口ヤング・テレホン・コーナーがあります。匿名でも相談ができます。24時間、年中無休で行っていますので、何でも相談してください。一人で悩んでいる人はいませんか。もし悩んでいる人がいたら、電話をください。少し心が軽くなるかもしれません。大切なのは一人で悩まないことです。

最後に、皆さんにメッセージをお伝えして終わりにします。いじめられている人の中には、なぜ自分がいじめられているのか分からずに苦しんでいる人がいます。また、自分ではどうすることもできないことでいじめられている人もいます。いじめについて、真剣に考えてください、何をすべきか、友達同士で本気で話し合ってください。そして、いじめをなくすために一歩踏み出してください。人に与えた痛みや悲しみはいつか自分に返ってくる。そして人を幸せにする者は、自らも幸せになれる。

皆さん、どうか誰もが幸せになれるように。

以上で、本日の授業を終わります。今日はいじめについて、みんなと一緒に考えてみました。皆さんはこれからいろんな経験をしたり、いろんな勉強をしたり、とても楽しいことが待っています。今日、勉強したことを忘れずにしっかりと生活をしてください。

それでは、終わります。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。今、松丸様に御紹介を頂きましたけれども、この中身について、連携の在り方とかそういう視点で御意見とか、お話しがございましたらお願いいたします。

どうぞ、林委員お願いします。

**【林委員】**

セーフティー教室でとても効果がありそうだなと思って、聞かせていただきました。いじめの防止に対しての効果がありそうだなと思いました。

4点ほど、やはり効果はありそうだなと思うんですけども、どういうところでその根拠をもってくるかというところが、結構、大切な気がしてまして、一つ目が、実施してみて、効果があったと思う学校とちょっと伝わってないかなと思う学校が、何か所か回ればあると思うのですが、管理職であるとか、教員であるとか、子供であるとか、環境であるとか、様々あると思うんですけども、そういう差があるのかどうか、それとも一様に大丈夫と伝わったというような感じなのか。ケースによって効果が違うかもしれないなと思ったので、学校単位で効果があるかどうか、これが1点目です。

二つ目は、実施校、全部の学校に行っているかどうか分からないんですが、行った学校が実際にいじめの重大事案とか、重度のいじめ案件に効果が出ているとか、あるいは認知件数に変化があるとか、犯罪が減るとか、そういった何か件数の面で変化があるかどうか、これが二つ目ですね。

三つ目が、毎年行っている所ではなくて、新しく訪問した学校で去年まで行っていなかったような学校があれば、昨年度と今年度との違いで、セーフティー教室の効果が見て取れると思うので、思い当たるところがあれば、そういう事例を教えてもらえればなと思います。

四つ目は、ヤング・テレホン・コーナーのところも先ほどもあったので、あれもいじめの予防とか、重くなる前の段階で対応ができるすごく良い仕組みだと思いましたので、ヤング・テレホン・コーナーの学区であるとか、学校単位で統計が取れるかどうか分かりませんが、仮にそのヤング・テレホン・コーナーでの対応件数とあるいは対応率と、そのいじめ解消率とか、認知件数とか、認知率とか、そういういじめを防止するという観点でヤング・テレホン・コーナーの効果というのが、どのように図られているか、振り返られているか、ということをお尋ねしたいと思います。

**【有村委員長】**

では、橋本委員、どうぞ。

**【橋本委員】**

実は、このスライド教材を使つてのセーフティー教室というのが、警視庁といたしましても新しい施策でございまして、御覧いただいたスライド教材を各警察署に配布したのが、昨年の11月というようなところで、まだ実施件数も少なく、効果の検証といった部分までは至っていない部分が、多々ありますが、実際にこの授業をしたときの子供たちの反応としては「やっぱりいじめというのはいけないことなんだな。」「大人にきちんと相談するようにしたい。」「いじめを見ていて何もしないというのは、いじめを認めていることと同じというような話を聞いてびっくりしました。」「いじめをなくすためには、勇気を出して大人に相談しようと思った。」というような声がありました。これから徐々に実施件数も上がり、成果も上がっていくのではというふうに思っています。

また、学校の方もいつも同じ学校ということではなく、新しくできたいじめのスライド資料を使いたいというお声掛けをしていただく学校も徐々に増えてきているので、警視庁としてもどんどん働き掛けて、このスライド教材をセーフティ教室で活用していきたいと思います。

ヤング・テレホン・コーナーでございしますが、こちらにはいじめに関する相談があまり多くないというようなところがございます。このヤング・テレホン・コーナーを担当しておりますのは当庁の心理職です。子供に関する様々な問題を継続して担当している部署がございますが、いじめに関するような相談があったような場合は、学校の方と連携を取り、速やかにいじめの状況が解消できるように努めている状況でございます。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。丁寧に御説明いただいてありがとうございます。今の件で松丸さんから何かお話されることあれば。

**【松丸警部補】**

これからこのスライド教材を使ったセーフティー教室も増えていくと思います。今、お話いただいた内容を踏まえながら、検証していきたいと思います。

**【有村委員長】**

そうですね。ありがとうございます。豊岡委員、お願いします。

**【豊岡委員】**

いつも警視庁、それから渋谷区管内の警察署にはお世話になっています。ありがとうございます。今、見せていただいて、学校がこのセーフティー教室なり、この授業で先生たちがその前後に子供たちに対してどう働き掛けたのか、見せた、話を聞いただけ、松丸さんの話を聞かただけで学校が終わったとしたならば、それはやっぱり子供には響かないだろうと、伝わらないだろうと、変わらないだろうと思うんですね。お伺いしたいのは、正にこの視点の審議のテーマだと思いますが、連携として学校は警察とどういう関わり方をしたのか、先生たちは松丸さんとどう関わったのか、そういったところを聞かせていただきたいです。我々教育委員会といいますか、学校側が、お願いした

けで終わらせないということを、しっかり指導していかなければいけないと思いました。ですから、そのところをお伺いできたらなと思います。

**【有村委員長】**

いかがでしょうか。学校の関わりですが。

**【橋本委員】**

正に、いじめの抑止力というのは、やはり一つでも多くの取組、施策を加えていくことによって、強くなっていくものであり、警察で授業を1回ただけではまだまだ足りないというところは、認識しているところでございます。

このセーフティー教室の在り方というのは、2部構成で行うことが原則でございまして、1部では児童・生徒に対する非行、被害の防止に関するもの、今行ったような講義を行うやり方。その次の2部では、保護者そして教職員、参加していただいた地域関係者などとの意見交換会などを取り入れながら実施しております。そうすることによって、いじめに対してのお子さんと保護者の認識というか、保護者の方からも、お子さんにいろいろお話をしていただく機会が、家庭の中でも増えていけばいいかなという効果を期待しているところでございます。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。今の意見はすごく大事なところで簡単に言うと、言葉は良くないかもしれませんが、お願いだけでは、子供のためにはならないということですよ、やっぱり先生方が、どういうふうにこれを活用して、発展させていくのかということが非常に大事で、とりわけこの審議においては、連携の在り方ということが言われています。連携という意味は、それぞれの専門の役割をはっきりして十分に発揮しないと連携にならないと思うんですよ。ですから、お願いして、警察から専門的な知見を頂いて、いじめに関して、こういうふうな犯罪であって難しい問題なんだということが子供たちに分かったら、それを使って先生たちが授業で生かし、日頃の指導に生かさなくてはいけないという、正に豊岡委員の御発言のとおりだと思うので。その辺りで、お互いに連携をとりながら、学校の先生方にも理解していただければと、今、思ったところです。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょう。鈴木委員、お願いします。

**【鈴木委員】**

とても貴重なスライド教材を見せていただき、ありがとうございました。私は見ながら、あの子だったらどう受け取るだろう、この子だったらどう受け取るだろうと思いながら、実際に子供たちの顔を思い浮かべながら、伺っていたのですが、本当にこれ、内容を事前に先生方としっかり共有しないと、つられてしまうお子さんが出てしまうかもしれない。自殺をしたときのお手紙も入っていますので、今、正に悩んでいる、そういうことを考えているお子さんだと、かなり衝撃的な部分もあると思います。その辺りは学校の方でしっかりお子さんの様子を把握して、教材の内容も把握した上で実践すると



いうことが、とても大切かなと思いました。

もう一つは、やはり大人が作るものなので、高校生は大丈夫だと思うのですが、中学生だとちょっと言葉が難しく伝わりきらない部分も、もしかしたらあるのかもしれないと思いました。自分の思いを文字にできるお子さんは、多分とても感受性が高く、咀嚼そしやくができるお子さんだと思うのですが、なかなか自分の思いを文字にできないお子さんたち、反応があまりないお子さんたちの中にはこれを受け止めかねていたり、理解ができなくてせつかくの学ぶ機会を、うまく生かせなかつたりということもあるかもしれないので、その辺りもやはり学校の先生方のフォローが大事ではないかなと思いました。また、大人同士で話し合うことも大切ですが、生徒さんたちが教材を見た後の先生方の介入というのがとても大切だと思います。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。やはり連携する先生方がどういうふうに、関わり方にまで介入するかということですね。その辺りで何か御発言があれば。

橋本委員、お願いします。

**【橋本委員】**

今のスライド教材についてちょっと補足説明をさせていただきますと、当課の方では、冒頭でもお話したとおり、小学校においてもいじめに対してこういう講話は行っております。今日は御紹介できなかったんですけれども、もっと柔らかい、分かりやすい表現のものを御用意させていただいております。内容的には同じような形になっているのですが、やはり、なるべく柔軟というか、小さい頃らいじめに対して駄目だという認識を持っていただきたいと、小学生に対するセーフティー教室の方も力を入れているところでございます。本日、皆さんに御紹介したのは、中学生、高校生を対象としたものというようなところでございます。

**【鈴木委員】**

中学生もいろいろで、少し難しい感じのお子さんもいるかなということで、学校の特色とか、様々だと思います。そこは、事前に先生方と打ち合わせして少し表現を変えてみてくださっているのかなと思いました。

**【橋本委員】**

当然、事前に学校の方と打合せは十分にいたしますので、こういう内容が良いという要望を伺いまして、できるだけ応えられるように対応しているところです。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。ほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

横井委員お願いいたします。

**【横井委員】**

やはり、警察のスライドはインパクトがあるなと思いながら、拝見しておりました。どうもありがとうございます。私も日頃らいじめの重大事案に接していて、感じ

ていることは児童・生徒たちは何がいけないことなのかを分かっていない、知らないと思います。やはり今は、家庭の中でのしつけが難しいといえますか、それを前提として、その上に指導を積み重ねていくということでは、少し上滑りしてしまうなと思います。大きなことになってから初めて、そんなにいけないことをしてしまったということを知るといような事例が多いなというふうに感じております。

そこから思うことは、予防啓発の中で何がいけないことなのかを具体的に列挙することが必要なのではないかと思います。特にそれを視覚化した教材が必要ではないかなというふうに思っております。例えば肩をはたくというような行為がありますが、肩をはたいている場面を指摘して、それがどうだとか、例えば、大きな赤い×印でそういう写真の上に印を付けるとか、いろいろ工夫があると思いますが、視覚化した教材が必要ではないかなと日頃から思っております。

もう1点は、こういった予防啓発活動をやられている学校とそうでない学校があって、たまたまだと思うのですが、重大事案が起きた学校でお尋ねしてみるとやっていないということが散見されました。暴力防止プログラムだとか、警察官が来ての講演だとか、そういったことをやっていないということがあるかも知れないと思うんですね。

ですので、任意ということではなくて、例えば年間計画に、毎年ではなくても在学中に接することができるか、そういうプログラム化したような取組の方法もあるのではないかなと、一律にやるというのは学校の自主性や主体性を損なうものなのかもしれないですけども、そういう視点も私は必要なのではないかと思っております。

それからちょっと予防啓発のプログラムに関する私の意見で、スクールソーシャルワーカーとして申し上げたいと思うのは、関係機関との連携においてスクールソーシャルワーカーがどこと連携をするべきかを、学校の方から尋ねられることが多いと思います。どんなに経験を積んでいても、やはり関係機関との連携は難しく、どこの関係機関とパートナーシップを結ぶかということですので、その都度、悩みがございます。

やはりスクールソーシャルワーカーの力量の向上、判断力のアップというようなことと同時に、管理職の方々の様々な御経験やスクールソーシャルワーカーの活用に関する理解を蓄積していくことや、そこを意識したり、意図したりすることが必要ではないかなと思います。関係機関と言いましても、児相か、警察か、保健所か、病院かという様々なオプションがあって、その順列組合せといえますか、シミュレーションといえますか、非常に複雑ですので、事例検討などを通じて、スクールソーシャルワーカー自身も積み重ねていくということが、取組として必要ではないかというふうに思います。

以上です。

#### 【有村委員長】

ありがとうございます。大事な点を2点、年間計画を作って、やる必要があるということ、また、パートナーシップを作るための連携の在り方ですね。ありがとうございます。ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

**【藤平委員長職務代理者】**

二つ、教えてください。横井委員と重なる部分もあるんですが、これは学校から依頼が来るのですか、それとも、前年度に重大ないじめがあった学校をピックアップして訪問しているのか。

また、各地域に学警連というものがあると思うんですが、そういう地域にも、こういう取組を広げていこうという、そういうお考えがあるのかどうか。その二つを教えてください。

**【有村委員長】**

では、2点お願いします。

**【橋本委員】**

1点目につきましては、学校からの要請に基づいて、実施しているというようところでございます。2点目につきましては、学警連というものもございますので、そちらの方でもこのセーフティー教室及び非行被害防止教室というものを御紹介しております、なるべく地域の方で広げていきたいと思っております。

**【有村委員長】**

ありがとうございます。ほかにはどうでしょうか。笠原委員お願いします。

**【笠原委員】**

本当に勉強になりました。私はスライドの10枚目のいじめ行為が該当する犯罪という部分を、明日からでも臨床で使わせていただこうと思うぐらい勉強になりました。

一つ、先ほど有村委員長がおっしゃっていたのですが、やはり持ち分を明確にして、連携をしていくということがとても重要だと思いました。今日お話を頂いて、はっきり私も「あっ、そうだ。」と改めて、当たり前のことですがけれども思ったことは、やはり病院もそうですし、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを担当していらっしゃる先生方は被害者側に寄るんですね。けれども、警察のお話はやはり加害者の視点をもてるというか、加害者に直接会えるという、これはものすごく貴重なことだと、伺っていて心から思いました。加害者の情報を持ち出し、実際にどうやってそういうことが起こってしまったのかというメカニズムに現実的に触れている。私たちは、被害者側から想像することはできても、加害者の子に会う機会が、実を言うとなかなかないんですね。そういう意味では、いじめの形の構図の中で、もちろん被害者だけに焦点を当てたのではちっとも解決しませんし、一方で、これはもう臨床でもよく、みんな先生方思ってらっしゃることだと思うんですが、加害は被害、加害をしている子って、何らかの被害を受けている子がとても多いという現実があります。

それはいじめに限らず、家庭の中での被害者であったり、社会の中のマイノリティーであったり、いろんなことがあると思うんですが。そういう視点を含めて、今、お話があった中にやってはいけないというのは、すごく伝わってきたんだけど、なぜそんなことが起こるんだろうと、加害者側の視点に立った、加害者にも大変なことが起こっ

ているかも知れないということも、少し、中学生や高校生に伝えるのはどうか、社会の中に発信していただいてもいいのかなと思いました。

それからもう一つ、これはいつも気になっているのが、警察発表の数値が153件と少ないんですよね。実は、先生方が捉えている認知件数は1万8,000件なんですね。警察が取り扱っているのは少ないというふうになってしまうので、逆に重大事件がこれぐらいありましたと言っていたらほうが、この数値に意味が出てくるのではないかと思います。

**【有村委員長】**

加害者の視点の大切さ、これ数字の件で何か、橋本委員から何か補足ございますか。数字が少ないのではないかと御質問がありました。

**【橋本委員】**

御質問のとおりかと。警察の方の件数は、もちろん警察で取り扱っているところで、普通のいじめよりは重篤なものというか、そういった件数だと思いますので、その辺りは補足表記をするようにしていきたいと思います。

貴重な御意見ありがとうございました。

**【有村委員長】**

ありがとうございました。こういう会議の中で、警察の人からこういう具体的な話をお聞きして、今日初めて分かったものもありました。非常に意義深い話合いができたというふうに思っております。

もう少し議論を深めたいのですが、15分も伸びてしまいました。松丸さんが非常に良い教材を御用意してくれたので、議論を深くしたかったという気持ちがあり、事務局の方にも改めてお詫び申し上げたいと思っております。

今日は中学校の啓発活動と警視庁との連携の具体的な在り方を学ばせていただきました。これを基に、東京都からいじめによって悲しい子が出ないために議論を更に深め、子供たちの命を守っていきたいというふうに思ったところでございます。

委員の皆様からの御意見を踏まえながら、第3回目につなげていきたいと思っております。

**【事務局（渡辺主任指導主事（生徒指導担当））】**

御審議ありがとうございました。それでは最後に事務連絡が2点でございます。次回第3回は本年の7月辺りに予定をしております。また日程調整の方をさせていただきます。2点目は本日の会議録になりますが、後ほど送信させていただきますので、内容の御確認をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日のいじめ問題対策委員会を終了いたします。長時間にわたりありがとうございました。